

派遣契約の際の提出書類

秘密の保持に係る誓約書 様式①

業務従事者届（従事者が自社の社員であることを証する書類） 様式②

情報の保護に関する誓約書（業務従事者提出書類） 様式③

セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書 様式④

承諾書 様式⑤

秘密の保持に係る誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人堺市産業振興センター
理事長様

所在地

名称

代表者

印

当社は、令和〇年〇月〇日付締結の堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務派遣契約書（以下「契約書」という。）に基づく業務の履行にあたり、以下の事項を誓約いたします。

記

1 秘密の保持

この契約上知り得た事項については、将来においても他に漏洩いたしません。
また、この契約に関し貴公益財団から提供された業務で取り扱う記録（以下「データ等」という。）の秘密の保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理いたします。

2 データ等の複写及び複製の禁止

この契約に基づく業務の範囲外でのデータ等の複写及び複製はいたしません。

3 データ等の契約目的外の使用及び第三者への提供の禁止

データ等については、貴公益財団が指示する業務以外に使用または利用しないと、第三者（あらかじめ貴公益財団の承諾を得たものを除く。）に提供いたしません。

4 事故発生時における報告義務

この契約に基づく業務に事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに報告いたします。

5 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償義務

契約書に定めるもののほか、前各号に違反した場合、契約を解除され、その事実及び経過について公表されても一切異議申立てを行いません。また、前各号に違反した場合に生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。

情報の保護に関する誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人堺市産業振興センター
理事長様

派遣元会社名

氏名（自署）

私は、貴公益財団における派遣業務（堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務）を遂行するにあたり、貴公益財団が保有する情報の保護に関して、次の事項を堅く守ることをここに誓約します。

（法令等の遵守）

1. 私は、個人情報保護に関する法律、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号。以下「条例」という。）及び貴公益財団セキュリティポリシー等を遵守するとともに、貴公益財団の行う個人情報保護に関する研修を受け、下記事項のほか、貴公益財団及び作業責任者の定める内容や指示（以下「指示等」という。）に従い、これらに違反する行為はいたしません。

（情報の保持）

2. 私は、堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務の従事期間中は勿論のこと、従事期間の満了後または派遣元会社を退職した後においても、業務の従事に関して知り得た情報を漏らしません。

（ID等の適正管理）

3. 私は、業務に必要なユーザIDおよびパスワード等を、私の責任において厳重に管理し、他人に対してこれらを譲渡・貸与その他の方法の如何に拘わらず知られることのないようにするとともに、ユーザIDおよびパスワード等を不正に入手し、又は利用いたしません。なお、指定の名札等についても同様に厳重管理し、万一紛失した場合は速やかに貴公益財団及び作業責任者に報告するなど適切に対処いたします。

（目的外利用の禁止）

4. 私は、貴公益財団が取り扱う情報（以下「貴公益財団情報」という。）について、貴公益財団が定める利用目的又は利用方法の範囲内でのみ利用し、その範囲外の利用及び業務の範囲を超えた複写又は複製は一切いたしません。

（保管及び返却）

5. 私は、記録された媒体の如何に拘わらず、貴公益財団情報を外部に持ち出すことなく、貴公益財団が定める内容に従って厳格に保管し、業務終了後はその一切を返却します。

（個人情報に係る禁止行為）

6. 私は、堺市産業振興センター海外販路開拓支援等実務人材派遣業務における個人情報について、不正なアクセスや紛失、破壊、改ざん、漏洩等はいたしません。また、正当な理由なく他に知らせ、不当な目的に使用しません。

（個人情報に係る報告）

7. 私は、上記に掲げる禁止行為やそれに類するその他の危険な兆候を発見したとき、若しくは指示等と現場業務との間の矛盾、不具合等を発見したときは、貴公益財団職員に直ちに報告します。

（罰則の了知）

8. 私は、堺市産業振興センター海外販路開拓支援等実務人材派遣業務に関して知り得た個人情報について、従事期間中のみでなく、従事期間の満了後または派遣元会社を退職した後においても、堺市条例第56条及び第57条に規定する違反行為を行ったときは、懲役又は罰金（以下「罰則」という。）に処され

ること及び同条例第60条に基づき堺市の区域外においても同様に罰則が適用されることを十分理解し、承諾したうえで業務に従事します。

セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書

【社員教育の実績書及び計画書とは・・・】

- 当該書類の様式は任意
- 業務に従事するしないに拘わらず、自社の社員に対するセキュリティ等に関する教育や個人情報保護の意識徹底をどのように実施しているかを示すものであること。
- 当該資料として想定するもの
 - △ 個人情報保護遵守規程（社内規）の写し（概要をまとめたものでも可）
 - △ 教育（研修）実施規程（社内規）の写し（概要をまとめたものでも可）
 - △ 教育（研修）実施報告（計画）書（契約の業務の従事にあたり、これまで従事者におこなった教育（研修）事項を時系列にまとめた一覧表）
 - △ 上記のほか、適正かつ安全に業務を履行するために必要な社員に対する基本的な教育方針を示す資料又は書類

承 諾 書

令和5年 月 日

公益財団法人 堺市産業振興センター
理事長様

所在地(住所)

名称又は商号

代表者職氏名

印

私は、堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務の下記プロポーザル参加条件について、何ら異議ありません。

また、引き続き随意契約できなかった場合において、公益財団法人堺市産業振興センターに対し損害賠償請求、その他一切の請求、要求はいたしません。

記

- 1 次回は、令和8年度契約分についてプロポーザルを行う予定である。
- 2 次回のプロポーザルまでの間は、1年度毎に、今回プロポーザルにより落札した者と引き続き随意契約を行う予定である。
ただし、本業務の予算が成立しない場合又は次の①～⑨の各事項に該当する場合については、引き続き随意契約を保証することを約束するものではない。
 - ① 契約途中において契約解除をしたとき
 - ② 契約者について、堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱第2条第1項、第11条第1項又は第2項のいずれかにより、現に指名停止又は指名回避措置を受けているとき
 - ③ 契約者について、法人税、所得税又は消費税（地方消費税を含む。）を滞納しているとき
 - ④ 契約者について、市税を滞納しているとき
 - ⑤ 契約者について、破産、民事再生、会社更生及び特別清算のいずれかの申立てがあつたとき。又はこれと同視しうる経営危機に陥つたと認められるとき
 - ⑥ 契約者について、履行が不良であると当センターが判断したとき
 - ⑦ 契約者について、契約者として必要な資格が欠けたとき
 - ⑧ 本業務が廃止となったとき
 - ⑨ 契約金額の合意にいたらなかったとき
- 3 引き続き随意契約を行う場合の契約金額については、落札金額と同額で契約することを保証するものでない。
- 4 本業務の予算が成立しなかった場合、本契約が行なわれないことがある。